

## 高知県耐震改修促進計画 第3章第5節抜粋 新旧対照表

(新)

### 第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める道路(以下「1号道路」という。)は、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や住民の避難の妨げになる道路を定めることとなっている。

高知県では、平成9年3月に高知県緊急輸送道路ネットワーク計画で緊急輸送を確保するために必要な道路(以下「緊急輸送道路」という。)を定めている。(別添資料11参照:緊急輸送道路ネットワーク計画図)

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県計画では、緊急輸送道路の第1次緊急輸送道路のうち広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路と位置づけられた次の道路を1号道路として指定する。

- ・四国横断自動車道
- ・一般国道55号
- ・一般国道32号
- ・一般国道194号
- ・一般国道33号
- ・一般国道56号

(これらの道路で、緊急輸送道路を定めて以降、バイパス等道路のつけ替え等で道路の位置を変更した場合は、変更後の道路を1号道路とする。)

なお、緊急輸送道路の見直しがある場合は、必要に応じて1号道路の見直しを行う。

また、人口集中地域、密集市街地において、地震時の避難路を確保するため等に、市町村が市町村耐震改修促進計画に位置づけた道路は、1号道路とみなす。

所管行政庁である高知市については、県との連携を図りつつ独自に1号道路の選定に努めることとし、県は高知市と協議のうえ、高知市内の道路の指定を行うこととする。

(旧)

### 第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める道路は、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や住民の避難の妨げになる道路を定めることとなっている。高知県では平成9年3月に高知県緊急輸送道路ネットワーク計画で緊急輸送を確保するために必要な道路(緊急輸送道路)を定めている。(別添資料11参照:緊急輸送道路ネットワーク計画図)

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県計画では、高知県緊急輸送道路ネットワーク計画の第1次緊急輸送道路を中心に耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める道路を検討する。今後該当市町村との連携を図り、当該道路の建築状況の調査や、住民への周知を行い、概ね3年後の平成22年の指定を目指す。

また、所管行政庁である高知市については、県との連携を図りつつ独自に指定道路の選定に努めることとし、県は高知市と協議の上、高知市内の道路の指定を行うこととする。

なお、人口集中地域、密集市街地において、地震時の避難路を確保するため等に、市町村が市町村耐震改修促進計画に位置づけた道路は、耐震改修促進法第5条第3項第1号の緊急輸送道路等とみなす。